

「福祉施設における福祉教育の推進 ～地域共生社会を目指して」

富山短期大学

健康福祉学科 関 好博

1 福祉教育の定義について

※忍 正人、三浦 夏実『学校における福祉教育とボランティア活動の混在化に関する一考察』—学校と社会福祉協議会で支える福祉教育— 名寄市立大学社会福祉学科研究紀要 6 より引用

(1) 福祉教育は、学習素材として「社会福祉（問題）」を取り上げた学習活動

①一番ヶ瀬康子『私自身は、「福祉」教育とは、さまざまな価値観を前提としながらも、「人権」をまもるものとして、日常生活における普段の努力を媒介にし、「社会福祉」を焦点とした実践教育であると思う。つまり、構造的には、人権教育を基盤にすえ、共に生きぬくための生活教育を媒介とした「社会福祉」をめぐる実践教育と考えている』と述べている。

②大橋謙作「福祉教育とは、憲法 13 条、25 条等に規定された人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会を作りあげるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた、社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、活動への関心と理解をすすめ、自らの人間形成を図りつつ社会福祉サービスを受給している人々を、社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行なわれる意図的活動といえる」と福祉教育の定義を示している。

③阪野貢『福祉教育は、人権思想を基盤に、「自立と共生」の福祉社会や福祉のまちづくりをめざして日常的な実践や運動を展開する主体の形成を図ろうとするものである。より具体的には、①福祉的な心情や態度を培う、②社会福祉についての知的理解・知的関心を深める、③社会福祉への自発的・市民参加（実践と運動）を促すことを目的とする』と述べている。

福祉教育とは人権を守ること、その力を養うことが中心にあると考えられ、必ずしも福祉人材の養成は求められていない。

(2) 福祉教育における人権の尊重とは—「共生」と「思いやり」—

忍らによれば『例えば、地域社会における「共生」も、「人は一人では生きてはいけない」「共に支え合う社会を創ろう」という謳い文句のもとで語られることが多い。理想的な共生社会は、十分すぎるほど語られている。しかし、実際に、「共生」に至るまでには数々の葛藤があり、個々の生活場面においては煩わしい、面倒だ、という感情も伴う。また、見たくない、触れたくない現実もある』と述べている。共に生きる、といってもそれを真に理解できるかという

と難しいものではある。だが、そうであるからこそ、福祉教育の目的・理念として掲げていく意味があるのではないだろうか。自分一人ではなく、他者と生きていることを子どもたちに根付かせることが重要である。」と、河村美穂『学校教育における「共生」の学び—家庭科教科書における「共生」の扱いを手がかりに一』（日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要 第17号）を引用して述べている。

①社会福祉の制度や活動への理解と関心を促す。

②人間形成（人格形成）

この2つが大きな柱であり、体験学習も取り入れてはいるが、ボランティア活動の普及やボランティア意識の高揚などが目的ではない。

そして、他者の理解の重要性を説いてはいるが、断じて子どもたち全員に同じような「他者の理解」「思いやり」の価値観を押し付けるものであってはならないとの指摘もある。

※参考「サービス・ラーニング」という用語について

①サービス（または自発的な社会貢献をめざすボランティア）活動を通じた学び
国際基督教大学サービスラーニングセンターWebより

②「社会活動を通して市民性を育む学習」社会を見つめる基本的な力や課題について理解を深め、広い意味で仕事をするために必要なものの見方や判断力を身につけながら、市民性を育むことを目的とする。

日本福祉大学サービスラーニング Web より

③教室で学ばれた学問的な知識・技能を、地域社会の諸課題を解決するために組織された社会的活動に生かすことを通して、市民的責任や社会的役割を感じ取ってもらうことを目的とした教育方法

筑波大学 人間学群「サービスラーニング」Web より

④大学における学びと社会における諸課題の解決を具体的な実践活動を通して結合させていく学びの手法

立命館大学サービスラーニングセンターWeb より

2 法律や指針などに見る福祉教育との関連性

(1) 教育基本法との関連 2006（平成18）年改正

第1条 教育の目的

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育の目標

第1項「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」（人格の形成）

第2項「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」

第3項「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」

第4項「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」

第5項「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」

(2) 学校教育法との関連

第21条 義務教育の目標

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

(以下、省略)

(3) 学習指導要領

学習指導要領等の改訂のポイント

①教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成

②道徳教育の充実

・社会の形成への参画(中)

・人間としての在り方生き方に関する学習を充実(高、特別活動)

③中学校の「家庭科」で、高齢者の基礎的な介護体験の導入

「高齢者の身体の特徴に触れるとともに、高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意すること」

④教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成

⑤道徳教育の充実において、中学では社会の形成への参画、高校や特別活動では人間としての在り方生き方に関する学習。

(4) 社会福祉法 第 106 条 3 (包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

※広く地域住民に対する研修、福祉教育の実施に関する環境整備を行う取り組みも含むとされる。

(5) 「新オレンジプラン」認知症施策推進総合戦略

第 1 の柱：認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

③学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進

- ・学校で認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育を推進
- ・小・中学校で認知症サポーター養成講座を開催
- ・大学等で学生がボランティアとして認知症高齢者等と関わる取組を推進

(6) 「福祉活動への参加の推進について」厚生省 社会援護局 通知 1995 年

「福祉教育推進事業実施要領」において「地域住民の福祉活動への理解と関心を深めるため、幼少期から高齢期に至るまで生涯を通じて幅広く福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することにより、地域住民各層の福祉マインドの醸成を図ること」が福祉教育の目的である、としている。

3 関連領域の計画や総合計画等との関係性

(1) 富山県総合計画

第 2 章 基本計画

「未来 8」政策目標

いのちの大切さを学ぶ機会の充実

学校と家庭・地域との連携によるいのちの教育の普及

同「未来 9」主な施策

14 歳の挑戦など、規範意識や社会性を育む教育の充実

職業観や勤労観を育む教育の推進

同「未来 10」取組みの基本方向

「社会に学ぶ『14 歳の挑戦』」など、家庭、地域、企業で規範意識や社会性を育む教育の充実

(2) 富山県民福祉基本計画（第二次改定版）平成 30 年 4 月

・計画の目標「誰もが安心・幸せを感じる とやま型地域共生社会の構築」

すべての人が地域社会の構成員として自立し、互いに認め、支え合うことにより、年齢や障害等の有無にかかわらず、生涯にわたり自分らしい生活が継続できる包容力を持った社会

・施策体系

ともに支え合う「ひとづくり」、安心して暮らせる「地域づくり」、地域で支え合う「しくみづくり」を施策の柱とする。

I 生涯を通じた自立と支えあいの推進

1 人に寄り添い支え合う心の醸成

(2) 学校教育における福祉教育の推進

「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」や「総合的な学習の時間」の活用など児童生徒の福祉に対する意識啓発の推進

高校生の保育・介護体験学習や、赤ちゃんふれあい体験の実施など少子・高齢社会に対する認識を深めるための実践活動の推進 ほか

II 福祉を担う人づくり

1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保

(1) 専門人材の育成・確保・定着・資質向上

若者等への介護・福祉の魅力の PR や多様な人材の参入促進

『14歳の挑戦』での福祉職場体験、高校生の介護体験学習等での参入促進

(3) 富山県民福祉基本計画（第三次改定案）令和 5 年度から 5 年間

3つの施策の柱 第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

I 生涯を通じた自立と支えあいの推進

1 人に寄り添い支え合う心の醸成

2 地域共生社会の実現に向けた意識啓発

II 福祉を担う人づくり

1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保

2 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成

3 地域共生社会を支える人材の育成・確保

III 住民と行政の協働による地域福祉の推進

1 地域における互助の推進

2 ボランティア、NPO活動等の基盤強化

3 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進

4 多様な主体の参入支援

(4) 市町村地域福祉計画との関連性

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」より
「参考：市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」として

- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
・住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進

(5) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 通知

社援基発 0123 第1号 平成30年1月23日

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

2. 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公共事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
③ 無料又は低額な料金で提供されること

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。」として、福祉教育の展開を求めていると解釈されている。

4 文部科学省「キャリア教育」との関連についての可能性

(1) 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を答申

キャリア教育は「様々な教育活動を通して実践されるもの」

(中央教育審議会 平成23年1月)

- ①子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育活動となったか。
②実際に社会で働いている人や、社会で行われていることの本質や意義に触れ、理解すること、またそれを通して働くことの意義や喜びについて理解する機会になったか。
③学校・教職員は、地域の人々と手を携えて、“働くことの喜び”と“世の中の実態や厳しさ”の両面を伝えることができたか。
④小学校段階においては、社会生活の中で自らの役割や、働くこと、夢を持つことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成等、社会性、自主性・自立性、関心・意欲等を養うことにつながったか。
⑤中学校段階においては、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度を、

体験を通じてその重要性について理解を深めさせつつ育成することができたか。
⑥体験活動とそのための事前指導・事後指導を、その学校におけるキャリア教育全体の中に位置付けて取り組めたか。

答申では、「キャリア教育」を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義した。その上で、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力として「基礎的・汎用的能力」を提示している。

とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できるようになることを目標とすべきとしている。

より分かりやすく言えば、「キャリア教育」とは、子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であるということができる。

子どもたちが、学校で学んでいることと自分の将来を結びつけて考えたり、自分の興味や資質に気付いて、それを伸ばすにはどうしたら良いかと自ら考えたりできるようになるためには、実際に社会で働いている人や、社会で行われていることの本質や意義に触れ、理解すること、またそれを通して働くことの意義や喜びについて理解することが重要である。

中央教育審議会答申においても「社会や職業に関わる様々な現場における体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子ども・若者に自己と社会の双方についての多様な気付きや発見を得させることが重要」との記載がなされている。

“世の中の実態や厳しさ”を子どもたちに実感を伴う形で理解させた上で、これらを乗り越えていくために必要な知識や意欲・態度等を培っていくことが必要である。

子どもたちが社会に適応しながら現実に立ち向かい、意欲を持って様々な課題を克服し、自らの目標に向かって努力して、社会的・職業的に自立するために、“働くことの喜び”と“世の中の実態や厳しさ”の両面を同時に伝えていくことが、一層重要になっているといえる。

学校・教職員は、そのような地域の人々と手を携えて、“働くことの喜び”と“世の中の実態や厳しさ”の両面を伝えることが大切であると考えます。

子どもたちが、社会の「本物」、「働くことの喜び」、「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組むようになること、これがキャリア教育を行うことの意義であるといっても過言ではない。

さらに、キャリア教育を行う意義として、中央教育審議会答申も、「学校生活

と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結び付けることにより、生徒・学生等の学習意欲を喚起することの大切さを確認できる」としている。

「なぜ学ぶのか」、「なぜ学ばなければならないのか」、「何を学ぶべきか」を学ぶ教育として、キャリア教育は学校教育において最重要課題に位置付けられるものとも言えよう。

5 最近の報告等に見られる福祉教育の位置づけ

(1) 「地域共生社会推進検討会中間とりまとめ」

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
令和元年7月19日

4 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援など地域づくりについて

(2) 地域住民同士のケア・支え合う関係性（福祉分野の地域づくり）

「地域住民同士のケア・支え合う関係性を育むに当たっては、幼少期の頃から多様性を認め合う意識を持ち、学びと対話、福祉教育を通して多様な人たちとの関わりができるようになることにより、既存の地域におけるつながりの質を高め、福祉課題に対する地域の無関心、偏見や差別といった問題を軽減することができることを認識することも重要である。」

※地域づくりにこそ、福祉教育が重要であるとの認識。

(2) 「福祉ビジョン 2020」における福祉人材の確保・育成・定着

福祉組織・関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤として、2020（令和2）年を始期として、2040年を見据えつつ、当面、2030年までの10年間における横断的な取り組みの方向性を提起するもの。

柱の1つに「福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る」を取り上げ、「質の高い福祉サービスの提供に不可欠な福祉人材の確保・育成・定着を図っていくことは、2030年に向けて最も重要な課題」と位置付け。

・行動方針 2020 の一つ

- ◆ 福祉人材のすそ野を広げるために、福祉現場の魅力など情報発信を強化し、福祉教育の充実に取り組んでいきます。

6 「地域を支える福祉人材確保・育成・定着のための取組方策 2021」

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会 令和2年度

(1) 法人における取組み

●福祉教育、体験活動等への協力

- ・中長期的な人材確保のためには、福祉の仕事や活動に対する理解が重要とな

る。そのため、地域の学校（小中高校）と連携し、児童の福祉教育に積極的に協力する。

- ・ 小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ、教職員をめざす人に向けた介護等体験等に協力するなかで、福祉の仕事や活動のめざすところややりがいなどの魅力を知ってもらい、人材確保のすそ野を広げる。

(2) 市町村圏域における連携・協働した取組み

●地域の多様な人材の福祉分野への参入促進 ※抜粋

- ・ 次世代の福祉を担う子どもたちに福祉を身近なものと感じてもらえるよう、小中高校や教育委員会等と連携し、福祉教育や体験活動等の推進を図る。

7 かつての福祉教育の課題

(1) 「生きる力」を育む視点の欠落

障害のある人や高齢者を教材扱いにしてはいなかったか？

「障害のある子どもたちですら頑張っているのに、僕たちももっと頑張らなくてはいけないと思った」は、障害のある人を健常児の教材化に等しい。

「お年寄りはかわいそうな人」との決めつけや思い込みからくる「だから優しくしてあげなくては」との偏った考え➡『貧困的福祉観』

(2) 体験重視で、事前指導や事後の振り返りが十分になされていない

ただ安易に体験するだけでは「思い出」にしかならないことも。

結果として、困っている人を一方的に助けるような「持てる者が持たざる者へ」という『特殊的・一方的福祉観』につながることも。

困りごとを抱えている人に「～してあげる」といった意識はなかったか。

(3) 「福祉教育実践 3 大プログラム」の問題点

三ッ石 行宏「福祉教育における『学習素材』論の現状と課題」より引用

- a) 「障害や高齢の疑似体験」の問題点 …車いすやアイマスクによる障害体験、あるいは身体に負荷をかけての高齢体験などの「疑似体験」はネガティブな側面だけを体験するにすぎなく、障害のある人は大変だ・かわいそうだ、高齢になると身体が弱くなる、だから手を差し伸べようという一方的な見方になる。
- b) 「技能・技術の習得」の問題点…本来コミュニケーションとして理解することが求められるものであるのに、単なる「技術講習」に陥っている。
- c) 「社会福祉施設への訪問」の問題点…社会福祉施設 を利用している「かわいそうな人たち」を励まし慰めてあげようという「慰問」になっている。あるいは「慰問」とまでは言わないまでも、結果的に子どもたちが出し物を披露し、プレゼントを届けるといった一方的なプログラムに陥っている。

(出典：原田正樹 (2005)「福祉教育実践のクオリティを上げていくために」
月刊福祉 88 (3))

○原田の従来からの指摘内容

「共に生きる」「人間の尊厳」という視点が不足。当事者を単に「障害者」とだけ見ると、他人事にしかならない。「誰それさん」という個人で捕らえてこそ、その人の日常生活にも思いを馳せることができるし、必要な支援を考える関係性も生まれるもの。

従来の、障害や高齢者の疑似体験は、そのような人を「かわいそうな人」として一面的にとらえて終わりがち。障害による不便さや恐怖を感じて終わりの疑似体験では、障害や老化の負の面だけを明らかにして、いわゆる健常者の優位性を確認することに留まり、「だから私たちは優しくしてあげないと」という認識で終わってしまいかねないという問題点。(能力障害の体験だけ)

8 地域を基盤とする福祉教育を進めるために

(1) 協同実践のプラットフォームづくり

- ①地域の関係者が福祉教育の目的を共有し、適切な役割分担と事業計画のもと、体型的に福祉教育を推進する場・基盤（プラットフォーム）が必要とされる。
- ②学習目標を達成するため、実践的で実行力があるプログラムについての協議、開発、展開がなされる場となる。
- ③プラットフォームでの活動をとおして、学習者や支援者、協力者などの関係者に地域への関心を促し、地域課題に気づき、その解決に向けた活動や取り組みが進められることになる。

(2) リソースパートナーとしての福祉施設

- ①リソースパートナーとは、取り上げるテーマや内容について何らかの関わりを持つ、あるいは関わるのが大切な（大切と感じる）様々な立場の人のこと。
- ②施設が福祉教育を受入れるメリットとして、以下のものが想定されている。
 - ・利用者のエンパワメント
 - ・高齢者や障がいのある人への理解促進
 - ・ともに働く福祉人材の育成（質の高いプログラムの提供で、これからの福祉人材の育成に施設が主体的に関わっていく）
 - ・福祉施設や福祉職の役割や意義の理解
 - ・福祉意識の醸成
 - ・職員の意識向上（自分たちの仕事の意義を再考し、仕事への意欲、誇りを感じる機会にも）
 - ・第三者的機能

③想定される課題として

- ・受け入れるうえでの施設としてのプログラムやマニュアルの整備
- ・担当職員の配置の問題
- ・感染症対策など

④「公益的な取組」としての位置づけ

福祉教育を通して積極的に地域づくりに貢献していく。

9 with コロナでの活動例 ※施設以外での活動含む

(1) 世代をつなぐオンライン人生紙芝居

門真市社協・門真なみはや高校 福祉フィールド2年生の取組み

<目的>

認知症の人や高齢者との関りを通して、自分たちにできることを考える。福祉の仕事の魅力を伝える。

<概要>

高齢者にインタビューし、伺った内容をもとに紙芝居を作成。完成後、高齢者や家族に向けてお披露目会を開催。取材やお披露目はオンラインで実施。

(2) 社会福祉施設連絡会との連携での体験学習

河内長野市社会福祉協議会 「みんな人である」を知る。

- ・コロナ下で体験学習ができないと考えている先生もいるなか、福祉教育の手引きの見直しを行い、「コロナ禍だからこそ」の思いで実施。
- ・福祉施設の職員による体験談を加え、車いす体験学習を体育館で実施した。
- ・感染防止対策をしたうえでの開催。

(3) 社協によるプログラム提案

川崎市社会福祉協議会によるプログラム例

「地域には様々な人が生活していることを知る」

<体験学習>

- ・高齢者施設の方から認知症の話聴く。
- ・認知症の当事者や家族会の話聴く。など

<事後学習>

同じ地域のなかでみんな支え合って生きていることを理解し、配慮が必要な方へ自分たちができることは何か、話し合う。

<ねらい>

みんなが同じ地域で生活していること、認知症や障がいの有無に関わらず、少しの声かけや手伝いが必要な人が地域にいることを知る。

<留意事項>

なかなか関わることの少ない認知症について「怖い」「たいへん」「かわいそう」といったマイナスイメージを残すのではなく、相手を思いやる気持ちや他者を理解しようとする気持ちを養う。

11 つなぐ・つながるプロジェクトについて

(1) 趣旨 ※抜粋

介護保険事業所等は、専門職を配置した大切な地域の社会資源だが、これまで、あまり地域とのつながりはなく、コロナ禍でさらに距離ができた。介護事業所と子どもたちや地域住民とのつながり、地域の団体とのつながり、地域包括支援センターと県内の養成校のつながりから、新たなつながりの連鎖を生み、介護に対する理解を促進するとともに、住民一人ひとりが生きがいを創造できる地域共生社会推進のきっかけとする。

(2) 町内での地域住民×介護事業所の交流促進事業

呉羽地域の介護事業所（10か所程度）が中心となって、介護事業所職員及び利用者、事業所の所在地の地域住民、学生等が「つながる」機会を企画し、介護への理解を促進するとともに顔の見える関係となり、将来的には介護事業所が町内のプラットフォームの機能を担えるようになり、子どもから高齢者、障害者の学びの場、相談の場となるきっかけとする。

(3) 介護福祉士養成校×地域包括等関係機関交流促進事業

県内介護福祉士養成校が中心となって、当該養成校の所在する地域包括支援センター等の関係機関、団体との「つながり」の機会を確保し、地域での介護の仕事魅力アップ推進研究モデル事業の1年目の取組等を共有するとともに、関係構築及び連携強化を図る。

12 おわりに

2012（平成24）年度に全国社会福祉協議会が出した、社会的課題の解決にむけた福祉教育のあり方研究会報告書「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造～」の第3部第3章のなかで「社会的包摂にむけた福祉教育の展開」と題して、(1) 好意的な関心を持たせる福祉教育：「無関心」→「関心」として、漠然とした抽象的な対象理解ではなく、もっと個人や地域に着目した福祉教育プログラムの展開が求められるとされている。(2) 「共感・当事者性」を育む福祉教育：「同情」→「共感」では、当事者と住民との関係性を結ぶことで「共感」を育み、当事者性を育んでいくものとされている。(3) 包摂を目指す福祉教育：反感・コンフリクト→共存へでは、地域ではコンフリクト（葛藤や対立）が起こるのは当然のこととしてとらえ、仲良くなれなくても排除せず、「共存」することの大切さを伝えている。(4) 福祉教育の展開によって当事者や地域のエンパワメント（自己の真価を発揮する力などを促すアプローチ）を促すとして、主体形成を促していくことが地域を基盤とした福祉教育の特徴であるとしている。

今日の福祉の目的は地域共生社会の実現にある。多くの地域住民が協働しながら支援の輪を広げていく、その際に生じるプロセスが福祉教育である（上記報告書より）として位置づけることが大切であると言われている。

同時に、子どもたちを見れば、家族形態の縮小化や急激な価値観の変化などにより、暮らしを支える地域の連帯感や相互扶助を基本とした社会関係が脆弱化するなかで、人間関係の希薄化、表現能力の低下、感動体験の不足など、発達段階のゆらぎが指摘されている。地域住民との交流などを通して、地域課題を捉えたり社会の仕組みを認識したり、また解決のために行動できる資質を育むものとして、福祉教育はいつそうの推進が望まれる時代となってきた。今後さらに地域の実情を踏まえた、いろいろな実践が展開されていくことを願っている。

参考・引用文献：

栃木県社会福祉協議会、とちぎ福祉教育研究会

「とちぎ版 福祉教育ハンドブック ～育てよう！未来へのチカラ」2011年3月

野尻紀恵「学校教育における福祉教育の位置づけと意義」

関西学院大学 Kwansei Gakuin policy studies review 7 2006-10

山田 昇「地域福祉推進の主体形成と福祉教育のあり方に関する一考察」

佐野短期大学研究紀要 (25), 2014

守本友美「地域と学校で取り組む福祉教育の課題検討に関する実践」

日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要 15, 2010-06-15

新崎国広「学校教育における福祉教育・ボランティア学習実践研究の課題と展望」

日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要 18, 2011-11-20

岡本栄一監修「ボランティアのすすめ」ミネルヴァ書房 2005年4月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「社会的包摂に向けた福祉教育」

全国ボランティア・市民活動振興センター発行（平成29年3月）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

「地域協働！子どもと大学生がつくる福祉学習プログラム」2004年3月

文部科学省 Web「学校が社会と協働して一日も早くすべての児童生徒に充実したキャリア教育を行うために」（平成23年12月9日 キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議）

第1章 なぜ「キャリア教育」が必要なのか ー学校が社会と協働してキャリア教育を行っていく前提として、関係者間で求められる共通理解ー

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

「地域を支える福祉人材確保・育成・定着のための取組方策 2021」令和3年3月

大分県教育委員会「中学校・技術家庭科（家庭分野）学習指導要領の改訂及び新教育課程編成・実施のポイント」平成30年12月

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2048887.pdf>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「地域共生社会に向けた福祉教育の展開」2019年10月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会「地域を支える福祉人材確保・育成・定着のための取組方策 2021」令和2年度

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会「令和3年度 大阪府市町村社会福祉協議会 学校・地域・家庭の協働による地域共生社会の実現を目指して『社協ができる福祉教育実践』事例集」令和4年3月

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会「令和2年度 大阪府市町村社会福祉協議会『コロナの状況下で社協ができる福祉教育実践』事例集 (Ver. 2)」令和3年3月

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会「第2版 “高齢者と関わる”ガイドブック～地域で共に生きる子どもを育むために～」2021年3月

忍 正人、三浦 夏実「『学校における福祉教育とボランティア活動の混在化に関する一考察』—学校と社会福祉協議会で支える福祉教育—」名寄市立大学社会福祉学科研究紀要 6 (2017年3月)

小坂享子「インフォーマルな福祉教育と福祉文化の醸成」神戸学院総合リハビリテーション研究 第6巻第2号 (2011年3月)

三ッ石 行宏「福祉教育における『学習素材』論の現状と課題」日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要 20 (0), 2012